

定 款

三協立山株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、三協立山株式会社と称し、英文ではS a n k y o T a t e y a m a , I n c . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

(1) 次の製品の製造、加工および販売

- ①アルミニウムその他の金属製建材、木質建材、合成樹脂建材
- ②アルミニウムおよびその他の金属の押出、鋳造、圧延、引拔、鍛造ならびに金属の陽極酸化皮膜加工ならびに表面処理加工品
- ③住宅設備機器
- ④店舗用陳列機器類および店舗用設備ならびに屋内外広告用看板
- ⑤合成樹脂製品、金属製品、樹脂メッキ加工品
- ⑥木材、乾燥材、集成材
- ⑦金型・工作機械および工具
- ⑧建築金物および木工機械
- ⑨前記に掲げる加工品を用いた各種製品ならびに関連する製品

(2) 前号に関する設備・製品・部品その他の調達

(3) 1号、2号に関する製造機器および設備の設計、製作、据付ならびに操業に関する技術指導

(4) 1号、2号に掲げる製品を用いた各種構造物の設計、監理ならびに請負

(5) 建築工事、土木工事、とび・土木・コンクリート工事、鋼構造物、建具工事、ガラス工事、電気工事、内装仕上げ工事、およびその他、建築・土木工事の設計・工事監理業務、請負ならびに施工

(6) 建築物および関連設備ならびに前1項、2項に掲げる製品または加工品を用いた各種構造物についてのメンテナンスに関する事業

(7) 建築物および関連設備に関するリニューアルの企画、施工および管理ならびに建築コンサルタント業

(8) 建築物の清掃および関連機材の販売

(9) 前各号に関する工業技術の総合的な研究、試験、分析、測定および技術協力

- (10) 貨物利用運送業および貨物自動車運送業
- (11) 建築資材ならびにアルミニウムおよびその他の金属の加工品、製品その他の荷造・梱包・保管および物流作業の請負
- (12) 倉庫業および倉庫管理業務
- (13) 電気供給事業
- (14) コンピューターソフトウェア、情報処理システム、通信システムの開発、販売ならびにその関連機器の販売および賃貸
- (15) コンピューターによる情報の処理事業
- (16) 産業廃棄物の収集・運搬および処分ならびに再生
- (17) 不動産の売買、賃貸、交換およびそれらの代理または仲介ならびに駐車場の経営
- (18) 宣伝・広告・印刷ならびに出版に関する業務
- (19) 旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業
- (20) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
- (21) 給食業務および給食管理業務
- (22) 日用雑貨品および食品の製造販売
- (23) 人材派遣業務
- (24) 経理業務、財務書類処理、給与計算に関する請負業
- (25) 建築コンサルタント業
- (26) 植物工場および関連設備に関する開発、建設の請負、設計、施工、販売、ならびに植物工場運営、種・肥料その他の運用資材の開発および販売
- (27) 国内外において、各号に関する助言・指導その他経営全般に関するコンサルタント業務
- (28) 前各号に付帯または関連する一切の事業ならびに輸出入業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を高岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とし、各種類の株式の発行種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	1億5,000万株
A種優先株式	100万株
B種優先株式	100万株
C種優先株式	100万株
D種優先株式	100万株

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、普通株式および各種類の優先株式のそれぞれにつき、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところによりその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第2章の2 優先株式

(優先配当金)

第13条 当社は、第40条第1項に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。

A種乃至D種優先株式それぞれについて、優先株式1株当たりの払込金額相当額に、優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算定される配当率（年10パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額の金銭（以下「優先配当総額」といい、1円未満を切り捨てる。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として優先株主または優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、優先株式1株につき行ったかかる剰余金の配当の額を控除した額の金銭）による剰余金の配当を行う。

2 各事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払った優先配当金が優先配当総額に達しない場合の不足額の翌事業年度以降への累積・非累積については、各種の優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める。

3 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先配当総額を超えて配当を行わない。

(優先中間配当金)

第13条の2 当社は、第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種の優先株式1株につき優先配当総額の2分の1を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(残余財産の分配)

第13条の3 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、取締役会の決議により各種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて定めた金額の金銭を支払う。

2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第13条の4 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

第13条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

2 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 当社は、優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第13条の6 A種およびB種の優先株式を有する優先株主は、その発行に際して取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに、自己の有する優先株式の取得を請求することができる。かかる取得請求があった場合、当社は、当該種類の優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主が取得の請求をした優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を、第3項に定める取得価額で除した数の当社の普通株式を交付する。

2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。

3 取得価額は、当初、当社の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該取締役会決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当該取締役会決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(金銭を対価とする取得請求権)

第13条の7 C種およびD種の優先株式を有する優先株主は、その発行に際して取締役会

の決議で定める取得請求期間中、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、自己の有する優先株式の取得を請求することができる。かかる取得請求があった場合、当会社は、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて当該取締役会決議によって定める価額の金銭を交付する。

（普通株式を対価とする一斉取得）

第13条の8 当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていないD種の優先株式の全部を、次項にしたがって、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。

2 当会社は、前項に基づきD種の優先株式を取得する場合、当該優先株式と引換えに、当該優先株主が有する優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を、当会社の普通株式の時価を基準として優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算出される額で除した数の当会社の普通株式を交付する。この場合、当会社は、当該取締役会決議により、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。

（金銭を対価とする取得条項）

第13条の9 当会社は、A種、B種およびC種の優先株式について、その発行に際して取締役会の決議で定める事由が発生した日に、または取締役会決議で別に定める日が到来したときに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて各優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める価額の金銭の交付と引換えに、当該種類の優先株式の全部または一部を取得することができる。

2 当会社が、前項に基づき優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

（普通株式を対価とする取得条項）

第13条の10 当会社は、A種およびB種の優先株式について、その発行に際して取締役会の決議で定める事由が発生した日に、または取締役会決議で別に定める日が到来したときに、当該種類の優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を、当会社の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算出される額で除した数の当会社の普通株式の交付と引換えに、当該種類の優先株式の全部または一部を取得することができる。

2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。

3 当会社が、第1項に基づき、優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

(優先順位)

第13条の11 各種類の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(除斥期間)

第13条の12 第42条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

(その他の事項)

第14条 前条までに定める規定および第21条に定める規定のほか、優先株式に関するその他事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第16条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第21条 第17条、第18条および第20条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

2 第19条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

3 第19条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、15名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(補欠の取締役の予選の効力)

第24条 会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって当該期間を短縮することができる。

(取締役の任期)

第25条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第30条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める

取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第32条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第35条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第36条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第37条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会におい

て定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

（事業年度）

第39条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

（剰余金の配当）

第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日を基準日として期末配当をすることができる。

2 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

（附則）

1. 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までに開催される株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改定 2012年6月1日

改定 2015年8月27日

改定 2022年8月30日